令和４年度９月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和４年　９月２１日（水）
１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１０名（欠席３名）

1　古川　初登	2　三上　孝行	3　大石　幹夫	4　高木　敏彦
5　椿　徹	6　種　克也	7　植田　眞二	8　沖田　浩
9　日野　静則			12　玄羽　和幸

出席推進委員　１１名（欠席５名）

		3　田桑　芳美	
	6　田中　昭文		8　北村　豈弘
9　日高　甚蔵	10　小笠原 三津夫	11　小泉　幹雄	12　森脇　正己
13　上田　義憲	14　藤田　兼一	15　山﨑　勉	16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
・議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第３号　農地法第２条に規定する農地ではない土地の証明について
・議案第４号　基盤強化促進法第１９条による農用地利用集積計画の
公告について
・議案第５号　基盤強化促進法第１９条による農地中間管理権の取得
（農用地利用集積計画の公告）について
・議案第６号　農地中間管理事業法第１９条の２　農地利用集積計画一括方式
・議案第７号　農業振興地域整備計画の変更について
・報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議長	ただ今より今月の邑南町農業委員会の総会を開催致します。 （会長あいさつ） それでは本日の総会の開催を、そういった事情で私左の手の人差し指をまだまだいうことを利きませんので、最初の開会を勤めました後は職務代理の三上さんの方に議長をお願いしとりますんで。三上さんの案件が本日１件あります。その時には私が復帰しますけども、この手で議事進行をしますと書類をですね、開いてやる時に手間取りますので、時間がかかってもいけませんので、三上さんにお願いしましたのでご協力をお願いします。 本日の議事録署名人ですが、本日は末田さんと服部さんと宮本さんの３人の委員さんが欠席です。従いまして議事録署名人には三上さんと大石さん、お願いします。 それじゃあ一応これで冒頭のご挨拶を終わらせていただきますので、あと議長を三上さんの方にお願いしたいと思います。三上さん、お願いします。 ～議長交代～
代理	先程会長も話されたように、本日は議長の方を勤めさせていただきます。それでは議案第１号の３条の許可申請について、事務局の方、説明をお願いします。
事務局	はい、それでは議案第１号につきまして、農地法３条の規定による許可申請、今月は５件説明させていただきます。議案書の１ページ目をお開きください。 上から申請番号 043-6、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 172 ㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積 356 ㎡、３条有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。 続きまして申請番号 043-７、農地の所在は上田××、登記地目畑、面積 171 ㎡、３条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして申請番号 043-8、農地の所在は中野××、登記地目田、面積 308 ㎡、３条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■■■■です。 続きまして申請番号 043-9、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 199 ㎡、３条有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。 続きまして申請番号 043-10、農地の所在は下田所××、登記地目田、面積 391 ㎡、３条有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。 以上５件です。
代理	はい、それでは申請番号 043-6 番の案件について植田委員さん、聞き取り結果の説明をお願いします。
７番	そうしますと３条の所有権移転の説明に入らしていただきます。今回の案件も、以前ちょっと続いておるんですけども、※※※※さんの関係の所有権の、＋＋＋＋さん等の引き受けということからちょっとその関連がありますので、ちょっとダブるかもしれませんが一応説明させていただきます。場所はいつものように中央線から浜作線へ抜けるところの途中で、抜けたところはいわみ西保育所等がございます。今回の案件は※※※※さん、その当時は亡くなっておられましたので＊＊さんでしたけども、それから＋＋＋＋さんへ相続されたんですけども、

	相続の関係で親戚の●●さんという方がいろいろ、書類的にいろいろ地元の面倒を見られまして、そういう経緯もあったりして、場所的にも続いておりますので、今回の譲り渡し人の〇〇〇〇さんも今回こちら、岡山の方においでになるんですけども、こちらへ永住することなく、また帰郷することもないということで、今回の資産管理をしておる●●さんが流れとして引き受けにゃいけんかなということで今回の申請となりました。内容についてはまあ、この土地自体は今草原のような形になっておりますが、近隣の人が年何回か草刈りをしておるような状態で、特に畑としての利用はありませんけども、管理については今後も、今度は●●さんが変わらず、道路沿いですの管理していくということをお伺いしております。以上のことにより今回の申請についても進めたいと思いますのでひとつ審議の方よろしくお願いを致します。なおこの案件の調査につきましては９月 17 日に小泉推進委員さんと●●氏と相談の上で説明を聞きながら現地も確認を致しました。よろしくお願い致します。
代理	小泉委員さん、今日は。なにか補足することがありますか。
推11番	植田委員さんのご説明の通りでございます。よろしくお願いします。
代理	はい、分かりました。この案件に関しましてなにか、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願い致します。 どうでしょうか。ありませんか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に入らせてもらいます。043-6 号の案件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 次の案件が私の案件になりますので、ちょっと議長の方を交代して進めてもらいたいと思います。 ～議長交代～
議長	それでは３条関連案件の２件目、043-7 の案件について担当の種委員さんの方から現地の報告ならびに、現地調査の報告ならびに調査結果についてのご報告をお願いします。
６番	それでは失礼を致します。申請番号 043-7、無償の所有権移転の案件の説明を致します。地図を見てください。場所ですがこの申請地の前に道路があるんですがそれをずっと下っていきますと江の川に出ます。対岸、右岸側ですが、三次市作木町でこの上田の集落というのは県境に近い集落でございます。▲▲委員は、▲▲委員の家は現在まだお父さんの名前で、この地図でいいますと＃＃さん、ここが▲▲委員の自宅です。申請地の高低差は約 30 メートルほどあるんですが、道路に面しておりまして場所的にも便利がいいということで、畑をいろいろと今後活用していきたいということで、隣の△△△△さんに▲▲さんから相談を持ち掛けられたところ無償で貸しちゃろうということで成立をしたということです。９月 17 日夕方、▲▲委員の立会、田桑推進委員とチェックシートを元に現地確認、面談を実施して問題ないと判断を致しました。よろしくお願いを致します。

	以上です。
議長	はい、ありがとうございました。田桑推進委員はおられますか。補足がありましたら。
推３番	いえ、ありません。よろしくお願いします。
議長	はい、分かりました。それじゃあ本件についての審議に入りたいと思います。皆さんの方からご意見、ご質問がありましたら手を挙げて発言してください。
５番	先程貸しちゃる言いんさったけど、違うよね。
議長	譲り受けだけえ。他にはございませんか。 （意見、質問なし） ないようですので採決を行います。▲▲さん、退出してください。 それでは▲▲さんの退出が終わりましたので、043-7 の案件についてこれより採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、全会一致で許可相当と決定致します。ありがとうございました。 ～議長交代～
代理	続きまして 043-8 の案件につきまして、担当委員さんの日野さん、現地調査の結果をお願いします。
９番	それでは 043-8 番の有償の所有権移転についてご説明を致します。譲り渡し人、□□□□さんから■■■■さんへの所有権移転でございますが。□□□□さんは今年度早々、体調を崩されておりまして、以前から■■■■さんの方へ所有権を移転する相談を、３年前からされておりました。まず現地でございますが、次のページの４ページを見ていただきますと、左の地図の真ん中辺りに＠＠＠＠がございます。その前の道路を上の方に行きますと浜田作木線、そして新横引橋から右に行きますと＠＠＠＠、あるいは＠＠＠＠、＠＠＠＠等の障害者の施設がある方へずっと道路が通じております。この案件でございますが、ちょっと右の地図を見ていただきますと、××が■■さんが現在耕作をされておる田んぼでございます。そして□□□□さんが今年度退職をされ、入退院を繰り返されたということで、今年度□□さんは田んぼの方は、稲作は植え付けをされておりません。それで今回の、□□さんと■■さんがいろいろ相談されて、有償の所有権移転の申請に至ったということでございます。この現地確認でございますが、９月の 15 日に■■■■さん、そして上田推進委員さん、そして私とで３人で現地確認を致しましたところ別に問題ないという風に思いましたので、この案件どうかよろしくお願いを致します。以上です。
代理	はい、ありがとうございました。上田推進委員さん、今日は。何か補足することはありますか。
推13番	ありません。よろしくお願いします。
代理	はい、ありがとうございます。それでは審議に入りたいと思います。043-8 の案件に関しまして、なにかご意見ご質問のある方は挙手の上ご質問をお願いします。

	（意見、質問なし）
	ないようですので採決の方に入りたいと思います。043-8 の案件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして 043-9 号の案件につきまして、植田委員さん、現地調査等の報告をお願い致します。
７番	申請番号 043-9 の、３条の有償移転についてご説明をさせていただきます。場所については５ページをご覧ください。なかなかちょっと、この地図上で見新しいところがございませんのであれなんですけども、ちょっと、右上側にちょっと若干広い道路かなっていう感じの道がありますが、この道が町道石見北線になります。この道路上に左に向いていきますと、日和トンネルの下を潜るような道路になりますし、反対に右側に行きますと町の火葬場等があるような地域になります。それをちょっと下った位置になります。今回の申請につきましては、経緯は申請人▽▽さんの亡き父と、今回の受け人の▼▼さんとは、ほんの親戚ではないんですが親戚付き合いというような形でずっと付き合いございまして、その申請地が▼▼さんに非常に近いもので、▽▽さんがなかなかそこまで耕作が出来ないということで、その畑を▼▼さんに、もう４～50 年作っていただいておるということをお聞きしたところでございます。まあ申請人▽▽さんのところから遠いようなこともあって、またこういう事情を知っておる人も、この代このまんまというのもあれなもんで、また▼▼さんも同じ敷地内ですので、ぜひ譲り受けをしたいというようなこともありまして、今回の申請になったような次第でございます。この案件につきましても９月 17 日に小泉推進委員さんと▽▽さん、また▼▼さん同伴の上で場所の確認と今までの耕作状況、今も現在豆、大豆、小豆等々と野菜も広く作っておられるような状態ですので、長年作っておられますし、また今後についても畑として使いたいというようなことを言っておられました。まあこういうことを考えて妥当と判断致しましたのでチェックシート等を照らし合わせても特に問題はないと思いますので承認の方よろしくお願いします。
代理	はい、ありがとうございます。小泉委員さん、ありますか。
推11番	よろしくお願いします。
代理	分かりました。それでは 043-9 についてなにか、ご意見ご質問のある方は挙手等の上お願い致します。 いかがでしょうか。
	（意見、質問なし）
	ないようですので採決の方に入りたいと思います。043-9 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして 043-10 の案件に関しまして、担当委員の服部さんが今日は欠席で、推進委員さんの小笠原さんも欠席ですので、事務局の方にこの案件に関しまして

	説明の方していただきます。お願いします。
事務局	はい、それでは 043-10 につきまして服部委員さんに話をお聞きしましたので、それをお伝えさせていただきます。まず場所についてですが、地図を見ていただくと下の方に国道 261 号線が通っておりまして、その場所でいいますと田所から広島方向に行くと※※※※があるんですが、この 261 のちょっと先に※※※※、そのちょっと北ですね。出羽川を挟んで北側に位置するのが今回の申請地になります。こちらの申請地ですが、譲り渡し人の◇◇さん、と言われるんですが、こちらの方が今広島に住まわれているんですが、こちら元々４月に火事で亡くなられた＋＋＋＋さんのご兄弟で、その農地の相続をされたというところで、所有者になられたというところです。譲り受け人の◆◆◆◆さんというのが、この申請地より少し北側の、北東側に◆◆◆◆と書いてある、ちょっと字が、地図の方は違うんですが、こちらのご近所に住まわれておる方です。で、経緯としましては、今後５条でもあるんですが、◆◆さんのお孫さんがこちらの※※さんお宅を買われるということになりまして、併せて◆◆さん自身が農地を取得されるということになりました。農地としましては、元々※※さんの自宅の、火事があった時にその廃材というか、焼け残りが置いてあったんですが、それも今現在としては綺麗にされて、今後は畑として野菜を作付けする予定という風に聞いております。以上、よろしくお願いします。
代理	はい、ありがとうございました。043-10 の案件に関しまして、なにかご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。 ありませんでしょうか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に入ります。043-10 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。 続きまして第２号、議案第２号の農地法５条の関係、関する許可申請について、事務局の方、お願いを致します。
事務局	はい、それでは議案第２号、農地法第５条の規定による許可について、６件説明させていただきます。議案書の７ページをお開きください。 上から申請番号 045-9、農地の所在は井原××、登記地目畑、面積 41 ㎡、有償の所有権移転になります。譲渡人は△△△△外１名、譲受人は▲▲▲▲です。転用目的は進入路及び駐車場で、申請事由としましては住宅を建築するにあたり進入路及び駐車場の一部としたいため、です。所要面積は、土地造成 41 ㎡、進入路及び駐車場 41 ㎡です。この土地は第２種農地です。農用地区域外です。法第５条第２項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。 続きまして申請番号 045-10、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 191 ㎡、無償の所有権移転です。譲渡人が□□□□、譲受人は■■■■です。転用目的は農家住宅で、申請事由としましては賃貸住宅が手狭になったので実家に近い申請

	地に住宅を建築したいため、です。所要面積は、土地造成 191 ㎡、農家住宅 64 ㎡です。この土地は第２種農地です。農用地区域外です。法第５条第２項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。 続きまして申請番号 045-11、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積 545 ㎡、同じく中野××、登記地目畑、面積 630 ㎡です。譲渡人は○○○○、●●●●、譲受人は◎◎◎◎です。転用目的は駐車場で、申請事由としましては公立邑智病院本館棟の建て替えに伴い現在の職員駐車場が利用できなくなるため職員駐車場を拡張造成したいため、です。この土地は第２種農地です。農用地区域除外済です。農地法第５条第２項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。 続きまして申請番号 045-12、農地の所在は伏谷××、登記地目田、転用面積が 2181 ㎡のうち 96 ㎡です。使用貸借権の設定になります。貸人は▽▽▽▽、借人は▼▼▼▼です。転用目的は再生エネルギー発電施設で、転用事由としましては営農型太陽光発電施設を設置するため、です。この土地は第１種農地です。農用地区域内です。こちら一時転用の、３年で切れる再申請となっております。 続きまして申請番号 045-13、農地の所在は高見××、登記地目田、面積 461 ㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は賃貸住宅、申請事由としましては UI ターン者の住宅を確保するため申請地に賃貸住宅を建設したいため、です。所要面積は土地造成 461 ㎡、賃貸住宅 64.5 ㎡、駐車スペース 40 ㎡です。この土地は第２種農地です。農用地区域除外済です。法第５条第２項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。 続きまして申請番号 045-14、農地の所在は下田所××、登記地目田、面積 11 ㎡、同じく下田所××、登記地目田、面積 80 ㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★★です。転用目的は個人住宅で、申請事由としましては申請地を購入し個人住宅用地として利用したいため、です。所要面積は、土地造成 363.62 ㎡、個人住宅 97.71 ㎡、こちらは宅地部分を含んでおります。この土地は第２種農地です。農用地区域外です。法第５条第２項ただし書きにより許可出来るものと判断します。一部追認の案件がありますので顛末書が添付されています。 以上６件です。
代理	はい、先程事務局の方から説明がありました案件につきまして、説明に入りたいと思います。初めに 045-9 の案件に関しまして、宮本委員さん欠席ですので藤田推進委員さん、説明の方お願い致します。
推 14 番	045-9 の案件について、ご説明致します。これはあの、顛末書の方が出とるんですけど、もう８年くらい前にもう家を建てられとります。それで駐車場とこの入り口の関係の件ですが、なんか昔の広場がこの角っこにあるんです。祭りとかなんかをせにゃいけんのをなかなか忙しかったいうことでそのままになっとったらしいです。それがこの度、新たに移転のあれをされたそうです。それで、地図を見てもらいますと分かりますが、次のページですけど、浜田作木線があります。それで石見東小学校の方から井原の方へ行きますと、２軒目の左っ側の家で

	す。道路のほんのすぐ傍の家でした。それで渡し人の方の実家は、お母さんだと思いますが、＊＊の中野の、＊＊の前の方だと聞いております。で、ご主人の▲▲さんの方は大変忙しいんでなかなか私とは会っておりませんが、宮本委員さんが電話等で話し合いされて、昨日現場だけを見に行かせてもらいました。チェックシートとかを見てみても別に異常はないので、この件よろしくお願いを致します。以上です。
代理	はい、ありがとうございました。この 045-9 号の案件に関しまして、ご意見、ご質問のある方は挙手で発言してください。 ございますでしょうか。 （意見、質問なし） ないようですので、採決の方に入ります。045-9 号の案件に関しまして、許可相当と認められる方は挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして 045-10 の案件に関しまして、植田委員さん、説明の方お願い致します。
７番	続いてすいません、失礼します。申請番号 045-10 について、有償の所有権移転について説明させていただきます。10 ページをご覧ください。場所の説明でございますが、これもちょっと、地区的には矢上地区の鹿子原班というところでございまして、ちょっと目立ったところがありませんが、この申請地から右上にずっといったところに七日市の＊＊のスーパーのところに当たります。反対、申請地から北へ斜めに下ったところは邑南農道の南線に当たるような位置でございまして、ちょっと、地図上では特に目立ったというところはございません。経緯は、引受人の■■さんは家族が５人となり、賃貸住宅ではちょっと、若干手狭になったということで、実家の所有の横に新築住宅を計画をされました。併せて親の了解も得られたということで、今回の申請になりました。建築計画、また収入状況、今現在＃＃＃＃へ勤務されています、＃＃＃＃をされております。などの計画、借り入れ証明書等の計画的には妥当だと考えております。特にちょっと、場所的にちょっと、切り図上でデコボコ等がありますが、自宅からそこへ繋がる道路も特に差し障りはございませんので、いいんじゃないかと考えております。申請通りよろしくお願いしたいと思いますし、また９月 17 日に森脇推進委員さんと同伴の上で、すいません本人さんにはお会い出来ませんでしたがお母さん、＠＠さんと面談をさせてもらって、チェックシート等見ながら確認をさせてもらって、妥当だと判断を致しました。以上ですのでよろしくお願いを致します。
代理	はい、森脇推進委員さん。
推12番	17 日に行かせてもらいまして、問題はないと思います。植田委員さんが今説明された通りだと思います。よろしくお願いします。
代理	はい、ありがとうございます。それでは説明していただきまして、審議の方に入りたいと思います。この案件に関しましてなにかご質問、ご意見等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。

	（意見、質問なし）
	ないようですので採決の方に入らせていただきます。045-10 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。
	続きまして 045-11 の案件に関しまして、日野委員さん、現地調査の報告と、調査の報告をお願いします。
９番	はい、それでは失礼します。045-11 番の無償の所有権移転についてご説明します。今回の申請はですね、◎◎◎◎本館棟の建築に関しての申請ということになります。今年の、今年度 10 月頃から病院の方の工事に着工されるとのことでした。それで現在の職員の住宅のところへ新しく病院を建築されるとのことでした。去る９月の 15 日に◎◎◎◎の※※課長、そして上田推進委員さんと私と３名で現地確認を致しました。この案件につきましては３月の委員会で除外申請が出されておる案件でもございます。現在の職員の住宅に病院が新しく出来るということで、使用が出来なくなるということで、職員用の駐車場を拡張して造成したいためという風にお聞きを致しました。チェックシートに照らし合わせながら上田推進委員さんと９月の 15 日に現地確認を致しましたところ別に問題はないという風に思いましたので、どうかご承認のほどよろしくお願いします。以上です。
代理	はい、上田推進委員さん、何か補足することがございましたらお願い致します。
推13番	ありません。よろしくお願いします。
代理	はい、ありがとうございます。それでは審議の方に入りたいと思います。この案件に関しまして何かご意見、ご質問のある方は挙手をして発言をお願いします。
	ないでしょうか。
	（意見、質問なし）
	ないようですので、採決の方に入らしてもらいます。この 045-11 の案件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。
	続きまして 045-12 の案件に関しまして、担当委員さんの椿さん、説明の方をお願い致します。
５番	申請番号 045-12、▽▽▽▽さんと息子さんの▼▼さんによる農地の一時転用と使用権の設定でございます。申請場所は瑞穂地域高原地区、上伏谷集落にあります。地図をもって確認してくださいと言うんですけども、ちょっと見ようのない地図なんで、上伏谷と表示する町道と、その側にございます。▼▼さんによる申請地に営農型太陽光発電設備を設置する申請なんですけど、令和元年度 10 月、第７回の総会において承認され、既に太陽光発電設備は設置され可動しております。下部にある農地も前回の申請通り、設置工事が終わってからミョウガを栽培され、今までに数回出荷されたそうでございます。下部の農地も、営農型太陽光

	発電のその分の農地の一時転用が、期間が３年間ということであることから、今回延長申請となりました。この延長申請という言い方が正しいのかどうかは分かりませんけども、そういうことでございます。18 日に推進委員の日高さんと現地確認を致しました。周囲に草が多いなという感じはしましたけども、今年は特に暑く除草作業が遅れがち、また草の伸びも早かったような気がすると言いながら、現場には防草シートなどの資材も用意されておりましたので対処されると思います。営農型太陽光発電のために毎年しなければならない営業報告もされておりますし、これからも光を遮断して、？？？？の出荷なんかも考えておられます。一時転用について問題ないと思いますけども、よろしくお願い致します。
代理	はい、ありがとうございました。日高推進委員さん。
推９番	特に問題ないと思います。よろしくお願い致します。
代理	はい、ありがとうございました。ではこの案件に関しまして、ご意見ご質問のある方は挙手をして発言をお願いします。
事務局	議長、補足よろしいでしょうか。営農型発電施設の一時転用許可についてなんですが、そこの審査につきましてですが、Q&A がありまして、そこについてはその下部の作物の営農の適正な継続が確保されていいるかというところが審査の基準になります。また生産された作物の品質がどうか、いうところです。まあ品質等については、今年２月頃に▼▼▼▼さんから報告をいただいております。作付状況、また品質については有識者の農協の職員さんの確認なんかの判の押したものも提出されておりますので、適切に行われているんじゃないかという風には判断しております。一応今の法令でいきますこ、これずっと３年ごとに更新していくようになりますので、また３年後に、法令が変わらない限りは３年後にまたお願いすることになるんじゃないかと思います。以上です。
代理	はい、ありがとうございました。他にご意見がございますでしょうか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に入りたいと思います。045-12 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして 045-13 の案件に関しまして、椿委員さん、続けてですがよろしくお願いします。
５番	申請番号 045-13、◇◇◇◇さんから◆◆◆◆さんへの農地の転用と譲渡の申請でございます。申請場所は瑞穂地域高原地区馬場集落にあります。資料をもって確認してください。県道浜作線の高原交差点から瑞穂出羽線を？？方向に 200 メートルくらい行った県道沿いにございます。譲渡人の◇◇◇◇さん、役場を退職されて様々な活動をされておるんですけども、その中に◆◆◆◆さんと面談される機会があったそうです。自分は農業をしたこともなし、元々商家、お店屋さん、商店だったため農地といえるものはこの、今申請の地域しかありません。草刈りなどの農地管理に大変苦労していたので◆◆さんに利用してもらえないかいうことをお話されたそうでございます。◆◆さんがそのことを受け入れられて今回

	の申請となりました。現地は県道と町道の跡地に向いた方を民家、後ろを農地と同じような位置関係にあります。令和３年度 12 回の総会において除外申請に承認をいただいたものでございます。◆◆◆◆さんは平屋一戸建ての賃貸住宅、定住対策事業の元建てられると聞いております。雨水などのことは仕事柄十分考慮されると思いますし、周りの農地に対しての日光、日当たりの具合などはあまり影響はないと思います。隣の民家の方にもこういうお話があるんだってことは話されたそうでございます。よろしくご審議ください。９月 19 日、推進委員の日高さんと現地確認と◆◆◆◆さん、◇◇◇◇さん、それぞれに面談をしております。以上です。
代理	はい、ありがとうございます。日高推進委員さん、補足するようなことがあれば。
推９番	特にございません。椿委員さんの説明通りだと思います。よろしくお願いします。
代理	はい、ありがとうございます。それでは審議に入ります。045-13 の案件に関しまして何かご意見、ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 ありますか。ありませんか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に入りたいと思います。この 045-13 の案件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 次の案件も服部委員さん、田中推進委員さんとも欠席でございますので、事務局の方に説明をしていただきます。お願いします。
事務局	はい、それでは申請番号 045-14 について、服部委員さんからお話を伺っておりますので、それについて説明させていただきます。まず申請地についてですが、14 ページにございます。先程の３条の申請地の北側になります。これも同じく＋＋＋＋さんのご兄弟の☆☆さんが相続された土地であります。で、その申請地のところには＋＋＋＋さんが住んどられた家がありまして、かつ小さい方の農地、××、11 ㎡についてですが、これは元々＋＋さんの先代が家を建てられた時にもう宅地として利用してしまっており、そういったところで顛末書が添付されているところです。でもうひとつ、××についてです。こちら併せて、＋＋が住んどられた家と併せて先程の＊＊＊＊さんのお孫さんとご結婚されるという★★★★さんといわれる方が譲り受けられます。★★さんは広島市に住所があるんですが、現在こちらの＃＃＃＃に勤めており、現在住んでいるのは＃＃の寮ということになります。そして＊＊さんのお孫さんと結婚されるということで、新しい住居が必要となったというところで、こちらの＋＋さんの家が実家付近にあるということで、購入を決められたというところです。でその＊＊さん★★さんの夫婦に子供さんが何人かおられ、今の家では手狭だというところで、この家にくっ付けた形でおおよそ 35 ㎡くらいの増築をするという風な計画であります。このち

	ょうど５条の申請地の方に向けて増築されるというところです。で、この家の後ろはちょっと段差が、１メーター50 くらいの段差があるんですが、そこを埋めて増築をされるという風に計画を出されておるところです。一応服部さんの話によりますと、ヒヤリングしたところ問題ないということでしたので、ご審議をよろしくお願いします。以上です。
代理	はい、ありがとうございました。事務局の方に説明をしていただきましたけども、この件に関しまして質問、ご意見等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 ございますでしょうか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に移ります。045-14 の案件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして議案第３号の、農地法第２条の規定する農地ではない土地の証明について、事務局の方、読み上げをお願いします。
事務局	それでは議案第３号、農地法第２条の規定する農地でない土地の証明について、今月は２件説明をさせていただきます。議案書の 15 ページをご覧ください。 上から申請番号５番、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 419 ㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積 152 ㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積 191 ㎡です。判定地目は山林原野です。申請人は○○○○、申請事由としましては耕作を 30 年以上行っておらず立木もあり山林となっているため、です。 続きまして申請番号第６番、土地の所在は日貫××、登記地目田、面積 365 ㎡、同じく日貫××、登記地目田、面積 934 ㎡、判定地目は山林原野です。申請人は●●●●、申請事由としましては、昭和 63 年頃より耕作しておらず山林化しているため、です。 以上２件です。
代理	はい、ありがとうございました。それでは申請番号５番の案件に関しまして、植田委員さん、ご説明の方お願い致します。
７番	そうしましたら申請番号５番、農地法の２条の農地でない土地の証明ということでご説明させていただきます。場所は今まで３条等々で見ていただいております場所の、＠＠＠＠さん、地図上で、その前と横側の位置に当たります。今回相続は○○さんがされておる訳ですけども、この引き受け資産等については※※さんが受け元ということで、いろいろなことを面倒見るということをお聞きしとりました関係で、今回の場所的なところについても、そういうことの※※さんが一番、相談してもいいんじゃないかということで、今回の○○さんもいろいろ相談をされておるような状態でございます。現状は立木がものすごい、結構成長しとりまして、見事に山林化しております。とても農地に復旧できるような状態でもございませんし、以前は畑として一部使っておったというようなことを聞いたというようなことですが、そういうような形には見えません。今後周囲を見た時に、

	家の近くでもございますし、協議によっては※※さんが引き受けとなる可能性もありますし、現在はまだ未定でございますがどのようになるかということの相談もいろいろしておられますが、当面は農地でない土地ということで進めたいと思っておるということをお聞きしました。９月 17 日に同じく小泉推進委員さんと※※氏と立ち合いの上で場所的なものを確認を致しました。現地も調査致しました。この通りでございますのでよろしくお願いを致します。
代理	はい、ありがとうございました。小泉推進委員さん、何か補足が。
推11番	植田委員さんのご説明通りでございます。よろしくお願いします。
代理	はい、ありがとうございました。それでは審議の方に入っていきたいと思います。この５番の案件に関しまして、何かご意見、ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 ございませんか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に入りたいと思います。この５番の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして６番の案件に関しまして、古川会長、現地の調査のご説明の方お願いします。
１番	申請人はですね、●●●●さんということになってますけども、９月の 16 日に仲介人の※※※※さん、この方は申請人の●●さんのお母さんの姉さんのご主人ということで、つまり叔父さんに当たるわけですけども、この方は＋＋さんの、お母さんはずいぶん前に、＋＋さんが小学校課中学校くらいの時に亡くなっとるんですが、そのご主人も去年ですか、病気で亡くなられまして、それで＋＋さんが相続された訳ですけども、いかんせん、こうしてお婿さんの名前になってますけども、お婿さんには相続権はありませんので＋＋さんが相続されとる訳ですが、なんにしてもまったくそういう、土地の所有権の問題には疎いということで、＋＋さんのお父さんが亡くなった時からこの※※※※さんという方が、この際なんで土地関係をしっかりしといた方がいいというようなアドバイスをされて、それでまあずっと支援をされてきました。それで前回、4 条の転用の、これはまあ転用許可の、所有権移転とかいう問題がありまして、その時の申請の時にもこの※※※※さんがお世話された訳ですけども、その時にもちょっとこの、今回の非農地証明の件についても伺ったんですが、まあ非農地証明についてはまた後日改めて申請しますというお話がありましたが、それで今回提出されました。それで９月の 16 日に山崎推進委員と一緒に、※※さんと３人で現地を見ましたけれども、ちょっとどこが田んぼだったかも分からんようなくらいの。これが 58 年災で、段々畑みたいな恰好で石垣を積んで小さい高い田んぼを何段階かにしておられたようですけども、今では石垣がどこにあるのかすらもう分からんようになってまして、で 58 年災でもかなり被害を受けたという風に話を聞いとるというように、※※さんの方にもお話になってます。それで亡くなられた申請人のお父さ

	んも、もう近所に迷惑かかるんでということで、ちょっと田んぼに生えた木を、高さ１メートルくらいのところで切られたような形跡はありますけども、それからまた新しい新芽が出てですね、相当高い木が生えてきております。それで周辺にも農地が、川を挟んだ手前側にはありますけども、その辺はほとんど山林ということで、もう山林の一部としか見えんような状態になっております。これをですね、復旧して農地に戻すというのは非常に困難でもありますし、それからもう既に農地の？？？？、なかなか農地に戻しても採算も取れんし、再生して耕作する人材もありません。ということでこれは●●さん、および代理人の※※さんが申請されておりますように、もう非農地として認めていただくしかないかなという判断を私も、山﨑くんも基本的に致しましたので、ご報告致します。以上です。
代理	はい、ありがとうございました。山﨑推進委員さん、なにか。
推15番	ございません。よろしくお願いします。
代理	ありがとうございました。では審議の方に入りますが、この案件に関しまして何か、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願いします。 ございませんでしょうか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に入ります。この６号、申請番号６の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして議案第５号ですねど、これは基盤強化法第 19 条で中間管理権の取得で、３件ございますが、読み上げはしませんのでご覧になって質問の方お願い致します。 ごめんなさい、ちょっと訂正で一応 14 件ございました。14 件の方です。３件は次でした。先程中間管理権の取得と言いましたけども、農地の利用集積計画の方です。
５番	９条による中間管理権の分と、９条の２、９条の２いうのがあるでしょう、19 条の２。あの違いいうのは何なんですか。
事務局	よろしいでしょうか。19 条の２のことだということで、中間管理権というのは、今制度として機構が借り受けを行い、それから貸し付け者の方にいくという制度になっています。で、その中で事務処理上の話として、一度、一括方式じゃない方の説明をさせていただきますと、一度公社に貸し付けを行って農業委員会にかけると、それから公社の方で手続きを行って、借り受け者の計画書を以って貸し付けを行うという流れになっています。それを一括方式というのは一緒くたにしてしまうという、もう借主が決まった状態で公社に貸すという手続きを取ったものですので、一度、通常ですと農業委員会をかけるのを、一度に借り受け者まで決定した状態で、まあ仮の状態で決定をしとるんですけど、借り受け者が決まってその計画を含めて議案として提出をするということになるんです。分かりますか？何となく分かりますか？という、少し、事務手続きを簡略化して、スピーディに貸し付けまで行う制度となっておりますので、ご了承いただければという風

	に思っております。
代理	19 条の２いうのは今までも出たことが？
事務局	一括方式というのは今回初めて出します。通常、中間管理機構の分は案件としてあげることが多いんですけど、一括方式というちょっと新たな事務手続きということで、昨年、一昨年くらいから一応制度はあったんですけど、今回ちょっといろいろありまして取り組みを行ったということです。
代理	ありがとうございます。６号の方でまた採決を行います。４号の方で、議案ですので採決の方、いいですかね？
12 番	ちょっと確認ですけども、048 かな、譲り渡し人の方が＋＋＋＋さんとなっておりますけども、これは実質誰ですか？
事務局	＋＋＋＋さんはおられない？
12 番	だいぶ前に。
事務局	失礼しました。これちょっと記載が違っとりますね。＋＋＋＋相続人、＃＃＃＃さんとなっております。
12 番	それは八色石の方ではないですね。
事務局	そうですね、大阪市にお住まいです。これちょっと差し替えを致します。
代理	他にないようでしたら採決の方を行います。議案第４号、基盤強化法第 19 条による農地利用集積計画について、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。賛成多数で許可相当と致します。 続きまして議案第５号の、基盤強化法 19 条による農地中間管理権の取得について、これも読み上げは致しませんので各自精査いただいて質問があれば挙手をしてお願いします。 ５号に関しまして質問がございますでしょうか。 （意見、質問なし） 質問がないようでしたら採決の方に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは議案第５号に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして議案第６号、農地中間管理事業法第 19 条の２、農地利用集積計画の一括方式、２件でございます。これも読み上げ致しません、また各自でご覧になって質問があればお願いします。 すいません、＊＊＊＊さんいうのは町内業者？
事務局	町内業者です。三日市に。
代理	ご質問の方はございますでしょうか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に入ります。議案第６号、農地中間管理事業法 19 条の２の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

	（全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と致します。 続きまして議案第７号、農業振興地域整備計画の変更について、今月は１件あります。事務局の方、読み上げをお願いします。
事務局	はい、それでは議案第７号、邑南町農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域からの除外が１件ございます。議案書の 41 ページの方をご覧ください。 除外について整理番号第１号、農地の所在は岩屋××、登記地目田、面積 560㎡、同じく岩屋××、登記地目田、面積 1237 ㎡、土地の所有者は△△△△、事業計画者は▲▲▲▲です。除外する理由としましては薪置場、農地法上の許可条項としましては農地法施行規則第 36 条第１項となります。農用地区分は第１種農地です。以上１件です。
代理	はい、ありがとうございます。議案第７号、この案件につきましては沖田委員さん、現地調査の報告をお願いします。
８番	はい、では振興地域除外の申請、議案 B-3 をご説明致します。この議案の現地確認と聞き取り調査は、推進委員さんの和田保人さんが稲刈りの方で忙しいのでなかなか時間が取れませんで、台風の影響もあったりして、昨日現地に和田保人さん、それから▲▲▲▲の社長の▲▲さん、それと私と３人で現地確認を致しました。△△さんは昨日はお仕事でしたので、その前日に電話の方で聞き取りをさせていただきました。場所ですが、この地図でちょっと確認をさせていただきます。この左側の地図にありますように、主要地方道の吉田邑南線、県道６号ですが、これは出羽地区から広島県の吉田まで走っておりますが、これの途中に後谷という集落がありまして、この一番最後に▲▲▲▲さんの製材工場がありますが、そこのちょっと裏側に当たります。これ薪置場ということで、▲▲▲▲さん、会社の方がこの度申請を出されました。燃料資材の高騰により、▲▲▲▲さんの方も新たな燃料として薪の方を確保したいということで、なかなか置き場所もいろいろ探されたんですがここの、▲▲▲▲の加工場に近いということと、それからこの土地、△△さんが、もう数年前から管理の方が出来ておりませんで、雑木とか雑草とかがちょっと生い茂って、ちょっと放置状態になっておりましたので、ここを▲▲さんの方がなんとか譲ってもらって資材置き場にしたいということで、今回除外の申請を出されました。どうかよろしくお願い致します。
代理	ありがとうございました。和田推進委員さんは今日は。
８番	今日は欠席です。
代理	説明していただきましたが、審議の方に入りたいと思います。この除外申請に関しまして、なにかご質問、ご意見がございましたら挙手の方でお願い致します。 質問の方ありますでしょうか。 （意見、質問なし） ないようですので採決の方に入ります。土地変更調査の除外申請の B-3 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

	次報告第１号ですけども、読み上げを致しません。報告ですので、質問があればお願いします。 報告の方、よろしいでしょうか。 （意見、質問なし） それで議案の方はこれで終わりで、その他の方へ。 （その他） (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、10 月 21 日（金）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　　　　長　　　　　　　　　　　　　　　　印

議事録署名委員　　　　　　　　　　　　　　　　印

議事録署名委員　　　　　　　　　　　　　　　　印